

2-1 人材育成コース内訳

① 支給申請額

<input type="checkbox"/> 中小企業 <input type="checkbox"/> 大企業	主たる事業		同年度中における人材育成コースの支給申請の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
--	-------	--	-------------------------	---

支給申請内訳	助成対象職業訓練の区分	コース数	貸金助成 (別添様式2-2の(A)欄)		経費助成 (別添様式2-3の(B)欄)		OJTの実施助成 (別添様式2-2の(C)欄)		合計	
			支給申請額 (円)	対象者数	支給申請額 (円)	対象者数	支給申請額 (円)	対象者数	支給申請額 (円)	対象者数
			一般職業訓練							
有期実習型訓練										
								支給申請合計額 (円)		

【対象労働者内訳】

<一般職業訓練>

対象労働者

 人

うち 15～34才 人 35～44才 人 45才以上 人

<有期実習型訓練>

対象労働者

 人

うち 15～34才 人 35～44才 人 45才以上 人

様式第7号（別添様式2-1）（第2面）

支給申請期間

人材育成コースを行った場合、職業訓練計画実施期間の終了した日の翌日から起算して2か月以内に申請してください。

記入上の注意

この様式は、次の点に注意して記入してください。

- ①欄は支給申請額およびそれに関係する事項等について記入してください。
- 一般職業訓練を行った場合は、様式第7号（別添様式2-2、2-3および2-4）の記載内容と合っているか確認してください。
有期実習型訓練を行った場合は、様式第7号（別添様式2-2、2-3、2-4および2-5）の記載内容と合っているか確認してください。
- 対象労働者の年齢については、支給申請時点の年齢を記入してください。

添付書類

人材育成コースの支給申請を行う場合は、支給申請書（様式第7号）および本様式（別添様式2-1）に次の書類（原本または写し）を添付して提出してください。

- 一般職業訓練
 - 管轄労働局長の認定を受けたキャリアアップ計画書
 - 貸金助成及び実施助成の内訳（別添様式2-2）
 - 経費助成の内訳（別添様式2-3）
 - OFF-JT実施状況報告書（別添様式2-4）
ただし、他の書類で日ごとの実施時間・出席日・受講時間等が証明できる場合は、他の書類に代えることができます。
 - 訓練期間中の対象労働者の雇用形態を確認できる書類（労働条件通知書または雇用契約書等（船員法第32条の規定により船員に対して明示しなければならない書面を含みます。））
 - 訓練期間中の出勤状況を確認するための書類（出勤簿、タイムカードまたは船員法第67条に定める記録簿等出勤状況が確認できる書類）
 - 対象労働者に対して訓練期間中の賃金が支払われていたことを確認するための書類（貸金台帳または船員法第58条の2に定める報酬支払簿等）
 - 申請事業主が訓練に係る経費を負担していること（対象労働者が立て替え払いしている場合は対象労働者本人に返金するなどにより事業主が負担したことを確認するための書類（領収書、振込通知書、請求内訳書等）
 - その他管轄労働局長が必要と認める書類
- 有期実習型訓練
 - 1の書類
 - 0JT実施状況報告書（別添様式2-5）
ただし、他の書類で日ごとの実施時間・出席日・受講時間等が証明できる場合は、他の書類に代えることができます。
 - 訓練対象者ごとのジョブ・カード様式第2号から第4号
ただし、ジョブ・カード様式第2号および第3号は学生用ジョブ・カード様式に代えることができます。
※ 新規学卒者の場合は、ジョブ・カード様式第4号を除き、省略することができます。
 - 卒業証書等（新規学卒者に対して実施する場合には限ります。）

申請にあたっての留意点

- 事業主が支給申請書（様式第7号（第2面））に記載している要件のほか、次のいずれかの要件に該当する場合は、人材育成コースは支給されません。
職業訓練計画を提出した日の前日から起算して6か月前の日から当該訓練に係るキャリアアップ助成金の支給申請書の提出日までの間に、当該職業訓練計画を実施した事業所において、雇用保険被保険者（ただし、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主の都合により解雇等（退職勧奨を含む。）をした事業主（天災その他やむを得ない理由のため事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）
- 助成金の受給に当たっては、リーフレット等に記載されているもののほか各種要件がありますので、不明な点は本支給申請前に労働局にお問い合わせください。